

国民健康保険

国民健康保険に関する各種手続き

各種手続きは、14日以内に医療給付係まで届出をしてください。

1 国民健康保険に加入するとき

- (1) 他の市町村から転入したとき 印鑑
- (2) 職場の健康保険をやめたとき又は扶養者からはずれたとき
印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
- (3) 子供が生まれたとき 印鑑
- (4) 生活保護を受けなくなったとき 印鑑、生活保護廃止決定通知書

2 国民健康保険を脱退するとき

- (1) 他の市町村へ転出するとき 印鑑、国民健康保険証
- (2) 職場の健康保険に入ったとき 印鑑、国民健康保険証又は職場の健康保険証、資格証明書
- (3) 加入者が死亡したとき 印鑑、国民健康保険証
- (4) 生活保護を受けることになったとき 印鑑、国民健康保険証

3 その他

- (1) 町内で住所が変わったとき 印鑑、国民健康保険証
- (2) 世帯主や氏名が変わったとき 印鑑、国民健康保険証
- (3) 保険証を紛失したとき 印鑑
- (4) 退職者医療制度の対象となったとき 印鑑、国民健康保険証、年金証書
- (5) 就学で他の市町村に転出するとき 印鑑、在学証明証

保険給付

病気、けが、歯の治療などの保険による給付は、7割（6歳未満は8割、70歳以上は9割ないしは7割）で、自己負担分は残りの3割（6歳未満は2割、70歳以上は1割ないしは3割）です。入院中の食事代やコルセット代金など特殊なものについては、医療給付係にお問い合わせください。

また、1か月の医療費が一定額（限度額）を超えた場合、申請をすると高額療養費として、あとから支給されます。

退職者医療制度

厚生年金や各種共済組合などの老齢年金を受けている方で、その加入期間が20年以上の方、又は40歳以降の加入期間が10年以上ある方は、退職者医療制度の対象となりますので、医療給付係まで届出願います。

国民健康保険証の有効期限及び更新

現在、お持ちの保険証の有効期限は、毎年9月30日までとなっています。保険証の更新は、1か月前より役場や各地区生活館等で手続きを行います。詳しい日程は、時期が近づきましたら広報誌やホームページにてお知らせします。

お問い合わせ

保健福祉課医療給付係

01466 - 2 - 4622